

平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 3 部会  
第 5 回会議要旨

<出席者>

外部評価委員（5名）

名和田部会長（副会長）、入江委員、富井委員、芳賀委員、渡辺委員  
事務局（3名）

木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

説明者（2名）

補助事業 82 「納税貯蓄組合連合会への事業助成」

60 「地場産業団体の展示会等支援」

61 「ものづくり産業支援事業助成」

62 「融資資金等の貸付等（環境保全資金利子補給）」

63 「融資資金等の貸付等（地場産業振興資金利子補給）」

64 「融資資金等の貸付等（商工業緊急資金利子補給）」

65 「融資資金等の貸付等（商工業年末特別資金利子補給）」

66 「融資資金等の貸付等（小規模企業資金利子補給）」

67 「融資資金等の貸付等（小規模企業特例資金利子補給）」

68 「融資資金等の貸付等（創業資金利子補給）」

69 「融資資金等の貸付等（技術・事業革新資金利子補給）」

70 「融資資金等の貸付等（経営応援資金利子補給）」

71 「融資資金等の貸付等（区設小売市場使用者移転支援資金利子補給）」

72 「融資資金等の貸付等（情報技術活用促進資金利子補給）」

73 「融資資金等の貸付等（ワーク・ライフ・バランス企業応援資金利子補給）」

74 「融資資金等の貸付等（貸付信用保証料補助）」

75 「融資資金等の貸付等（商店会共同事業資金利子補給）」

76 「融資資金等の貸付等（魅力ある商店街づくり資金利子補給）」

77 「融資資金等の貸付等（店舗改装資金利子補給）」

79 「新宿区商店会連合会への事業助成」

80 「商店街空き店舗活用支援事業」

税務課長、産業振興課長

<開催日>

平成 22 年 7 月 23 日（金）

<場所>

<開会>

1 ヒアリングの実施

【部会長】

今日はヒアリングの2回目ということで、税務課、産業振興課にかかわる補助事業についてです。

<委員紹介>

<説明者自己紹介>

【部会長】

税務課から、「納税貯蓄組合連合会への事業助成」について簡単に要旨をお話いただいた後、自由に質問をさせていただくという形にさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、よろしくお願いします。

【説明者】

この事業は、昭和26年に制定されました納税貯蓄組合法というのがもとになっていて、納税資金を貯蓄して納税につなげるという目的の貯金です。この貯金は、利子に所得税が課税されないとか、印紙税がかからないという特典があります。

職場単位、職域単位、いろいろな地域単位とか、個人が加入した納税準備預金というのをくっつけています。それで、期限内納税を目指すというような目的なものです。新宿区の現状で見ますと、税務署管内ごとに連合会というのが構成されてございまして、新宿区の場合は四谷、新宿、の税務署管内、2つの納税貯蓄組合連合会というのがあります。

例えば、四谷地区ですと、平成21年の実績で言うと98の組合があります。それから、新宿税務署管内ですと84組合があるような形でございまして、そこに法や要綱に基づきまして助成できるということで、1連合会40万円を限度に補助金を出しています。

平成17年に、目的、事業の対象が不明確だという指摘を受けて、団体補助から事業費補助という形に大きく変更させていただきました。つまり、やったことに対して補助を出す、しかもかかった経費の2分の1を限度にするような形で改善をさせていただいています。

この組合数の経過、例えば平成15年には258組合、2つの連合会であったのが、21年には182というふうに、だんだん減って、活動自体も縮小してきたということに伴いまして、補助金も徐々に減っているような現状です。

活動内容も、納税貯蓄ということだけではなくて、現在は税金そのものの例えば適正な納税、早期納税のようなキャンペーンをやってくれています。早期納税、納期内納税をやりましょうという活動もしています。

【委員】

素朴な質問で、この2分の1助成というのは妥当であるとは思いますが、では残りの2分の1をこういう団体の方々はどういう形で支出していらっしゃるのでしょうか。会費からと

か、いろいろな事業を自分たちでやったところから生み出されたお金を充てるという考えがありますけれども、そのイメージがわからなかったので教えてください。

**【説明者】**

財源という面でご説明申し上げますと、例えば去年のある連合会の決算で、279万円ほどの経費がかかっています。そのうち、補助金というのは90万です。あとは都税の広告の奨励金、広告の収入、共済保険の奨励金、積立金の取り崩しなどで構成されているというところです。

**【委員】**

全体に占める割合というのは、僕は何%にも満たない人でないかと思うのですけれども、その辺の数字は把握していますか。

**【説明者】**

去年の実績で実際の会員数が7,070人です。したがって、納税義務者10万人を超えているわけですし、数%の構成というようなことです。平成19年には8,600人いたものが徐々に減り、今現在7,000人という会員数ということです。

**【委員】**

団体の幹部といいますか、どういう人がやっているのですか。

**【説明者】**

毎年互選というか、選挙で選ばれるのですが、商店主の方が多いと聞いております。

**【部会長】**

補助ができるという規定なのですね。

**【説明者】**

できる規定でございます。

**【部会長】**

法の規定に従って自治体が所管しているわけですね。自治体としての判断で、どういう助成が最も効果的であるかということ判断する余地はあるわけですね。

**【説明者】**

はい。例えば団体的補助だったものが見直す必要があるだろうと事業費補助にした。しかも満額ではなくて、半額を限度にした。お金の出し方というのがいろいろと変化しているという事実もあります。

**【部会長】**

政策的に考える余地があるのだろうかということ確認させていただいて。

**【説明者】**

補助金について、こうなさいというルールまでは法律にありませんので、あとは自治体の判断ということです。

**【部会長】**

その場合、法律に規定されている補助の趣旨ですね。何のために補助するかということは、先ほどちょっとご説明のあった期限内納税を目指し、期限内納税を奨励したり、しやすくした

りするために補助金を出すというふうに理解してよろしいですね。

【説明者】

はい。

【部会長】

素朴に考えると、税金を取るために税金を出すというところが、何か変な感じがするのですが、ちょっとした補助金でたくさん適正な納税が得られるという効果があるというふうに新宿区として判断されて、こういう補助をやっていると考えられるわけなのですから、その費用対効果というのは、それはどんなふうなのでしょう。

【説明者】

もう一つ期限内納税はストレートな目的でございますが、この会では、納税意欲の高揚とよくいうのですが、例えば、中学生の税の作文とか、中長期的に、税の重要性、納税の義務というところを、教育的にもやっているという面もございます。

したがって、費用対効果どうなのだと聞かれると、算数では出にくい内容です。例えば税の作文をやることによって、中学生の納税意欲が何%高まったかというのは、なかなか測定しづらいというところがあります。我々税をお預かりする側からすると、皆さんが平等に、納税が義務であって、それで社会を支えていくのだというのは、必要なことであるというふうには認識しています。しかし、費用対効果は数字では計れません、というのが正直なところ。

【委員】

納税というのは私たちの義務ですよ。ですから別に助成を受けなくても何してもやらなければいけないことです。早期納税とか、そういうようなキャンペーンは、税務課がなさることではないのですか。わざわざ組合をつくって、そのために助成をして、してもらおうというものでもないと思うのですけれども。

【説明者】

確かに納税のこの本線というのは、私どもがやる仕事でございます。もちろん私どもできるツールで、例えば広報紙、インターネット等も活用してやっているわけです。この納税貯蓄組合は住民税だけでなく、所得税、消費税等、税関連団体という位置づけで3税の、要は国、都、区も含めて、いろいろやってくださっているというようなことがあります。そこで、日常あるいは課税の時期、確定申告の時期というのはツールが持てないということもあって、ご指摘のように、本来の仕事ですので、それを着々とやってはいるのですが、やはり街頭に出て地道にということについては、いまある団体も活用してやっているということです。

【委員】

どこの自治体も必ずこういう助成をしていますか。

【説明者】

全国把握はしていませんが、例えば口座振替を1件推進したら実績いくらという補助制度に切りかえている自治体もございます。全部調べたわけではないのですが、ほとんど入っているように認識してございます。

**【委員】**

納税組合というのがあること自体初めて知って、そしてその納税組合に助成をしているというのに、これまた大変違和感を禁じ得ないのです。

10万人からの納税義務者のどの程度が納期のうちに払っている等は存じませんが、そういう一般の人たちとこの組合に入っている人たちと区別して、組合に入っている人たちに助成をするという意味の不公平感というものはないのですか。

**【説明者】**

おっしゃっている意味はわかるのですが、公益的な事業に対して公金を出す意義があるということをやっているわけですし、加入者に対しての利益のためにという意味は薄いと判断しています。

**【委員】**

公益事業の一端を組合に加入なさっている方が担ってくださっているとしたら、非常に会員が限定されて、商店街の人は何か持ち回りで入らなきゃならないように歴史的になっているような状態だとしたら、どうしてもっとそれをいろんな人に広げないのかなという気がするのですが、これは逆の発想になってしまいますが、いかがなのでしょう。

**【説明者】**

確かに、ご質問にあった収納率も90%を超えているわけで、9割の方は払っているわけですから。かつてと違いまして、例えば、今コンビニエンスで払える、あるいは口座振替の推進をしているということもありますので、直接納税貯蓄というのは恐らく陳腐化して、時代ともそぐわなくなってきた面がございます。ただ、その団体を、租税教育も含めて活用していくというところで補助しているというのが、我々のねらいでございます。

**【委員】**

青色申告会ってありましたね。いわゆる商店とか、そういうところの人たちというのは、多分青色申告会にも入って、納税の作業というのは、青色申告会を通してやっていると思うのですよね。会費も取っているし、自立しているというか、かなり機能している。

これは、会費を別に取っていないのですか。

**【説明者】**

会費は特に。会費は収入の部では特にとってございません。

**【委員】**

だから自立した連合会ではないでしょうね。

そうすると、40万円で事業実施。事業には、どのくらいお金がかかったのですか。

**【説明者】**

例えば、作文の募集費なんかですと6万円。会報が60万ぐらい。それから振替納税の普及というのが10万円。それから納税表彰14万円。そんなようなところが大きなところでございます。

**【委員】**

会報が一番かかっていますね。

**【説明者】**

そうですね、税務署だより、都税事務所だより、区役所だよりというのもコーナーにあって、キャンペーン、あるいは税法がこんな変わりましたなんていうような周知しています。

青色申告会に入っている方、法人会に入っている方、結構ダブっている方がいると聞いています。

**【部会長】**

納税者が人口30万人中、多分、十数万人かと思うのですが、その中の7千、8千と違って、それほど小さいとも思えないのですが、要は費用対効果だと思うのですが、納税額で見たとときの割合というのはおわかりになりますか。

**【説明者】**

納税額も正確なところは把握できないのが実態でございます。

**【部会長】**

7,000人の人たちが納税者として結構大きければ、またさっきの人口比とは違ったイメージが出てきますよね。もちろん納税は憲法上の義務ですから、額の多寡にかかわらず納めねばならないのですけれども。

**【委員】**

青色申告会とこの組合と、どういうふうに違うのですか。

**【説明者】**

まず構成員の種類から見ますと、青色申告会というのは事業主が入ります。青色申告をされている方々です。この納税貯蓄組合というのは、個人も参加できる職域、地域別、いろいろなくくりで納税貯蓄できるということがございまして、それで我々としては、ここだけ助成しているという面がございます。青色申告会は青色申告をされている方の団体なわけですね。

**【部会長】**

いろいろこれ尽きないかもわからないのですけれども、後で議論して判断するときの材料は得られましたでしょうか。

これで税務課のヒアリングを終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

引き続きまして、産業振興課。簡単に再度要約のご説明をいただいた後、さっきのように自由に質問させていただきたいと思えます。

まず、「地場産業団体の展示会等支援」について、簡単にご説明いただけますでしょうか。

**【説明者】**

この事業につきましては、区内の地場産業、これは印刷・製本関連業と染色業という2つになりますけれども、これらの業種に携わっている方々が、それぞれ自分たちの事業の持続的発展を目指して協議会というものをつくっております。

それぞれ地場産業については、新宿区印刷・製本関連団体協議会というようなものです。特に印刷等につきましては、非常に業界団体多くございます。印刷組合、製本組合、それからグラフィック関係の組合等、業種別にありますけれども、そういった業種を網羅する形で、印刷

にかかわる団体について参加する協議会です。

染色につきましては、江戸小紋、東京手描友禅、それ以外にそれぞれの布地づくりの工程がございます。そういったところに携わる職人の方々等が参加する新宿区染色協議会というものがあります。それぞれの団体が展示会等行うような場合に対する補助金という形で、補助率は3分の2というようなところでございます。

#### 【部会長】

まず、新宿区における地場産業とは何であろうかと。かなり後背地できちっと仕切られた地方都市ですと、伝統的な地場産業についてイメージをしやすいわけですが、けれども、東京のように市街地が連担しておりますと、確かに昔は印刷業の集積があつて、何となく新宿区の地場産業だという雰囲気だったかもしれないけれども、状況によってどんどん他の区に移ったりすると、そういうものについて新宿区民がふるさとの愛着を持って地場産業と呼べるようなものであろうかというような、そういう問題意識が共通にありました。

その点について、答えにくい質問かも知れないのですが、地場産業ということをごどのようにとらえておられるか、最初に少し説明いただけますでしょうか。

#### 【説明者】

地場産業とは何ぞやというところで、例としては1つここにあります。

条例、規則、要綱等いろいろなある中で、1つ私どもの事業で、原資は個人の方の寄附というところから始まったもので、個人の方のお名前ついていますけれども、地場産業支援を目的とした「新宿区地場産業振興小野基金条例」というのがあります。その条例の施行規則の中で、地場産業とは印刷・製本関連業及び染色業をいうと規定されています。

そして、印刷で言いますと、区内に大日本印刷がございます。ここはかなり古く、明治、大正のころからありまして、そういった中で中小のそれにかかわる工場等も集まってきて、一定の印刷としての、印刷村みたいな形で区内での事業活動をされています。

染色についても、神田川という水資源があつたところに集まってきたというようなところから、区内にまだ80、90の事業者の方々がいらっしゃいます。染色については、伝統産業、伝統工芸といろいろな言葉の使い方あるかと思いますが、一方では文化観光国際課が、染色については2ヶ所、ミニ博物館として指定しています。そういう技術が新宿区内にあるということで、例えば子供たち等の見学であつたり、体験であつたり、こういったことの場としても広く活用されているというところがございます。実際にミニ博物館では、区内の子供たちだけではなくて、社会科見学で東京のほうに来られた際に立ち寄って体験されるということも聞いています。そういった形で区内に脈々と流れる産業の業種といいますか、それとしてはその2つを位置づけているということです。

#### 【部会長】

条例、ある一定の基金に関する条例かも知れませんが、一応区民の代表者の意思として、地場産業とはこれこれであるということにしており、かつその規定が現実味を失わないくらいの集積がまだまだ新宿区にあると今のご回答を理解いたしました。

**【委員】**

そういうところは実態としては、何社ぐらいあるのですか。

**【説明者】**

染色のほうは80から90事業者。それから印刷のほうですけれども、工業統計で従業員4人以上の場合の調査で、平成17年印刷・同関連業としては新宿区内に403という数字があります。

もう一つ数字で挙げましたものが、東京都総務局統計部が出している東京の工業という数字なのですけれども、新宿区の場合ですと、工場としましては1,077の工場数があるという数字がございます。

そのうちの約6割を超える数字が印刷、それから印刷・製本関連業というデータがあります。ですから、新宿区内にある工場数の中でも、かなりの部分を印刷・製本関連業という業種が占めているということがあります。

**【委員】**

地場産業という、今回の支援をしている展示会のことなのですが、具体的にはどんな展示を、どのような形で行ったのか、教えていただけますか。

**【説明者】**

これは、事業名としては展示会ということで、以前はプリンティングフェアとか染色展といったことを、例えばNSビルや、文化センターでやっていました。

最近はその手の展示会はやっておりません。21年度の例で言いますと、印刷関係については、子供作文コンクールというのを行いました。これは区内の小学生に書いていただいております。テーマ的には、年によって違うのですけれども、職業、親の職業とか、近所の働いていらっしゃる方をテーマとした作文というようなところです。その経費の一部として補助をさせていただいたものです。

染色のほうはホームページのリニューアルや、伊那市との、染色、着物、こういうキーワードを交流の一環として展示会を行った経費の一部。それから、ふれあいフェスタというのを例年秋に戸山公園で大々的にやりますけれども、そこへの出展にかかった経費が主なものです。

**【委員】**

印刷業の展示をする、区民に展示をするというような場というのはあるのですか。

**【説明者】**

展示の場ではないですけれども、名称として印刷会館というのはございます。ただ、これはあくまでも印刷の業界団体が民設民営で持っているものですから、行政は一切関与していません。自分たちの会議室であるとか、庶務として使っています。

いろんな製品、作品を展示するというのは特にありません。区の施設でその役割を果たすべきところといえば、区立産業会館、愛称でBIZ新宿ですけれども、その1階部分に展示ケースみたいなものがあります。これは産業振興を目的とした会館ですから、そこが果たすべき役割ということで位置づけられています。

**【委員】**

新宿区に印刷業が非常に多いとか、あるいは神田川沿いに染色業が発達し、引き続きまだやっているから、新宿区の染色に関することは、今、ミニ博物館、あるいはBIZの紹介がありましたけれども、そういうものとか、あるいは新宿区の印刷業の紹介がBIZに行けば見られますとか、そういった形で、区民に新宿区の産業の特徴を紹介するということは、あったほうがいいと基本的に思います。

けれども、事業補助で、毎年同じことをやって、その費用の一部を負担する、作文を書かせるというのは、いつまでおやりになる考えなのでしょうか。

#### 【説明者】

この作文については、まだ2回、3回、4回程度ということです。

内容的にはそれぞれの団体が自主的に、自分たちの事業の発展のために、どういうことをしたらいいのだろうとまず考えるべきである。そういった中でいろいろ創意工夫をされてきたということで、プリンティングフェアみたいな展示会をやったこともあれば、子供たちに印刷というものに目を向けてもらおうということで、作文コンクールという新たな取り組みをされてきたということもあります。このあたりは私どものほうとしては、いつまでということになりますと、それぞれの団体の創意工夫の内容を見ながら、そこに税金を投入するのがふさわしいかどうかという審査をしっかりと見ながら見ていくという形で考えております。

#### 【委員】

前にフジテレビや日本テレビがあったことで、新宿、四谷、市ヶ谷周辺に、膨大な映像制作会社がテレビ城下町のようにあった時代がありました。それはテレビ会社が湾岸などに移っちゃると、みんなそっちに行っちゃう。近くじゃないと仕事がうまくいかないから。

だから、そうすると、地場産業というのも必然性があるってそこにいっぱい集まるわけですね。今、何で集まっているかという、大日本印刷があるから、あるいは染色でいえば神田川があったから。だから、そういう歴史を区民に紹介するというのはあっていいと思うのですが、今のこれは全体補助というのは、この業界をさらに発展するのに支援しようとか、そういうこととはちょっと、イメージする補助のお金の使い方と違うのではないかなという感じを否めない。

#### 【説明者】

補助金の使い方ではどうだということになりますと、基本的に私どものほうの認識としては、その業界団体、そして業界団体を構成するそれぞれの各社、各事業者、職人の方が元気でなければ持続的な発展は望めないだろう。元気になるような仕組みであろうと、このあたりを見て、補助金システムにふさわしいかどうかというのを判断させていただくというところです。

#### 【委員】

次の61番「ものづくり産業事業助成」は、いわゆる公募で事業補助して、実際にどんな効果があって、その効果をだれが査定、審査されているのかというのが、この60番と61番はすごく違うなという気がします。60番はどういう効果を求めてこういう補助をされているのか。さっき言った広報活動は区がやるのですか。

**【説明者】**

広報活動は両方がやるべきというスタンスです。そして、効果なのですけれども60番の場合は特定の会社や事業者だけを補助するというものではなくて、そういったものが集まった全体が行う事業を補助する。そして61の場合は、特定の事業者を補助するわけですから、どちらも審査なり効果測定というのは厳格にすべきだと思います。具体的な測定の仕方になると、実質今のところでは、具体的な仕組みとしてはありません。

**【委員】**

結局、その団体自身が、事業効果測定をちゃんとやってくれて、事業をやってこういう効果が出たと出してくれればいいけれども、なかなかないということで効果測定がしにくいのですね。前回の評価でも事業助成に、あるいは公募型事業助成にすべきですよという答申が出ていたと思いますが。

**【説明者】**

少なくとも団体補助みたいな形では一切見ていません。具体的に取り組みとして行わなければ一切補助は出しませんし、作文コンクールの是非というのも、今議論で出ましたけれども、私どもとしては少なくともそれを通じて、区内の小学生たちが文字というものに関心を持つ。それが印刷文化にいい影響を与えるだろうというところは感じております。数字が50から60になったのか、60から70になったのかと、なかなか数字であらわすことは難しいと思いますけれども、毎年毎年の積み重ねというのは、一定の効果があるものと認識しています。

**【部会長】**

次の61番「ものづくり産業支援事業助成」も簡単にご説明いただいて、あわせてさらに質問をしたいと思います。

**【説明者】**

この事業は、区内の中小企業等が経営環境を向上させることを目的として取り組む事業に対して補助金を支出して、地域産業、地域経済の活性化を図るものというものです。これは先ほどと違いまして、例えば株式会社〇〇というような、具体的な会社に対して、上限1件100万円を補助する仕組みです。

審査に当たっては、外部からも委員に入っていただきます。補助率は3分の2です。

**【部会長】**

新聞等書いてありますけれども、日本の中小企業が持っている技術はかなりすごいものがあって、それがもしこういう事業で目の目を見て、経済成長に結びついたら、それはすごい効果だなと、私も思います。具体的にそんなすごい事例がぼんぼんあるわけじゃないとは思いますが、実例がもしありましたら、ご紹介いただけるとイメージがわきますので。

**【説明者】**

平成21年度は、6社に対してやってまいりました。

1つには、試験等のマークシートをつくる際のソフトということです。売りは何かというと、マークシートは、よくかたい紙でないとだめだというのですけれども、これは普通の紙でも読

み込めるといのが売りといいことでした。そういうソフトウェアのものに対して補助を出しています。

あと、点字活字同時印刷システムといいまして、文字をスキャナで読んで、それを点字に打つという機械の開発。

それから、デザイン関係で、黒い猫をモデルにデザイン化して、例えばカレンダーなどに使っているというオリジナルキャラクターの開発等への補助。

LEDを使って行燈をつくる、行燈の周りに張るのは友禅染の柄、こういったもので海外展開なんかもできるのではないかというようなものもありました。

女性服では、例えばフォーマルウェアをリフォームして、新たなデザインといいいますか、そういう応用のきく女性服をつくっていいこうというところもあります。

最後に、ペットボトルのキャップの部分を使って、いすや小さいテーブル、キーホルダー、こういったものに加工する、エコ素材を使った家具、小物の制作と普及活動という事業。そんな事例が21年度の事例です。

**【部会長】**

ありがとうございます。

**【委員】**

今、お話伺ったのですけれども、69番「融資資金等の貸付等（技術・事業革新資金利子補給）」とは違うのですね。もう既に、できたものに対して助成をするということで、これから開発するために助成をするのではないということですね。

**【説明者】**

この補助事業自体は、新製品の開発と、販路拡大、販売促進の2つの面でのどちらでも補助があります。69番は、融資資金の貸し付けですから、一定の金額を融資で受けた場合に返済が必要です。そのときにかかる利子や、借りの当初にかかる保証料を補助しますというもので、内容的には違うものです。今回の61番の補助金は、差し上げてしまうというものです。

**【委員】**

例えば、技術開発に対して助成するとなると、それが成功するものか、あるいは実らないものかということもありますけれども、ある程度見通しのついたものに対してということですか。

**【説明者】**

そういう面があります。審査の段階ではより厳格にということで、外部の、実際には民間で事業をやられている方なども入られています。審査会できちんとその事業が成功するものであろうかどうかというのをしっかり見て、審査をしていくというような状況です。

**【委員】**

こういうのこそ、新宿区のおもしろい産業を育てていくということに貢献していると思います。

今回応募者数が20社近くいても、500万円だから5社しか選ばない。60番と61番を足し算して予算を振り向けるなどの補助金のシステムというのができ上がるといいなと思います。

**【説明者】**

例えば20年度は8社申し込みで5社選定。そして21年度は6社申し込みで6社です。19年度は6社申し込みで5社選定という形でした。ですから、そんなに多くなかったということもありました。

今回、こういうものは広くPRして、応募者が多いほどより良質な申し込みにつながると思いますので、PRに力を入れました結果、結構来ました。これだけ例年来るようになれば、そのときに5社だけでいいかどうかというのを十分議論していく必要があるかと思っています。特に、今年は最後のところで、甲乙つけがたいというようなところもありましたが、やむを得ず予算の範囲内ということで、5社で切りました。そこは考えておく必要があると思います。

**【部会長】**

今のように予算を同じ課内で、課なり部なりで所管している補助金とか予算の配分を変えるということは、行政システム自体としては可能なのでしょうか。

**【説明者】**

根幹的な部分で、今年は5社を対象として500万円ですというのを、年度途中で変更というのはできないと思います。当然次年度に、最初からこれを何社にしますということで、議会でも審議していただいて、それでいいということになれば増やしていくということもできます。

**【部会長】**

そんな硬直したシステムではないわけですね。

次の利子補給のところに移ってよろしいでしょうか。ご回答を一括的にいただいているのですけれども、利子補給というものの考え方そのものについて、簡単に説明をいただいたて、こちらから質問させていただくというふうにお願いしてよろしいでしょうか。

**【説明者】**

62番から続くこの利子補給関係ですけれども、これは区内の中小企業に対して事業資金を低利で受けられるように支援していく仕組みということですから、区が直接お金を貸すというものではありません。

利子補給するに当たって、それぞれの融資のメニューに、例えば前年よりも業績が落ちていることを条件としている場合であったり、ワーク・ライフ・バランスをとっている等のいろいろな条件があります。その条件に合っているかどうかを区のほうが審査をします。そして、実際に貸すか貸さないかという部分の判断は、企業に対して1,000万円を貸して、その回収が見込めるかどうかということも含めて、区と区内の金融機関が確認するという、ある意味ダブルチェックといえますか、そういう意味合いで行われているものです。

この意味合いですけれども、さまざまな外部環境の変化、地域経済の状況の変化の中で、区としては少しでも経営の安定化につながるよということ、利子補給というのが有効に機能しているのではないかという認識は持っています。

**【部会長】**

補助金ではなくて、利子を補給するという、ある種ユニークというか、ある特別な形のやり

方をしていて、これの政策効果はどうであろうかというような問題関心で、委員にはいろいろと疑問を持たれていると思います。質問等お願いします。

**【委員】**

これは利子をこういう形で区がある程度補助してくれるので、融資は受けやすいという、その融資を受ける際の企業の側にとって非常に心強いものになるという、そういう意味合いがあるわけですか。

**【説明者】**

そういう認識を持っています。企業に限らず、銀行等からお金を借りる場合は、利率いくらで、何%で借りるかという話があります。この制度融資については、その部分について区内の銀行と区とで、何%でいきましょうという調整を行っております。現在は2.1%以下ということです。

その部分で固定といいますか、利率がまず1つしっかり固まったものということと、この中で言うと、お金を借りるときの保証料についても、メニューによって若干でこぼこはありますけれども、区で補助をしているということもあります。

利息についても、先ほどの2.1%以下の部分の、例えば半分であったり、3分の2であったり、という形で区が出すということになりますので、貸す側にとっても、ある程度、区がそこまでやるのだからということで貸し出しに踏み切っていただいている部分も恐らくあるのではないかとは思いますが。けれども、当然金融機関ですから、金融機関としての厳しい目で見るとしようけれども、ただ一定程度、そのあたりは機能としては果たしていると思っています。

**【部会長】**

利子率というのはそんなに乱高下するものでもないと思いますけれども、一応変わっていくわけですよね。その変動が、経営予測に与えるリスクみたいなのがあって、それを押さえる作用を持つという、そういうふうに文章を理解したのですけれども、そういうわけではないのでしょうか。

**【説明者】**

利率は半年ごとに見直されます。けれども、ここ一、二年は同じ2.1で安定しています。これは通常の金融機関のプロパー融資よりも低利に設定されていますし、そういった意味で言うと、いくら利子補給があっても、自分は半分を負担しなければいけないとかという場合だと、結構メリットとしては大きいのではないかと。プロパー融資よりも低い。それから、貸す側にとってもその辺について効果はあると思っています。

**【委員】**

そうすると区でもリスクを負うわけですよね。そのあたり、審査というのはどういう、何を基準にして、どういうふうに考えて。

**【部会長】**

今リスクとおっしゃったのは、必要度が高いところにはいかないかもしれないって、そういうご趣旨ですか。じゃなくて、出しっ放しになっているというか。

**【委員】**

そうです。そういうことです。

**【部会長】**

果たして効果があるか、そういう意味ですね。

**【説明者】**

そのチェックについては、例えば64番（商工業緊急資金利子補給）で言うと、前年対比で利益が落ちているとか、売上が落ちているというかどうかと、そこを見ます。それは決算処理があって、会社の必要書類をチェックします。チェックする人間は商工相談員といたしまして、区で非常勤職員として確保しています。中小企業診断士の資格を持っている方が面接相談という形でチェックしていきます。要件に合致すればこの融資はあつせんという形になります。

例えば1,000万円借りたいと来た人にそのまま借りられるかという、いろいろなケースがあると思いますけれども、今度は金融機関で経営者に面接し、会社の業績、経営理念を聞くなどし、いろいろな形で1,000万円貸して焦げつくことがないか、それで経営を立て直すことができるかどうかという面からチェックをします。それが通り、貸し出しがオーケーとなると、今後利息が発生しますから、その利息の部分の一部を区で補助する。そして借りる際には、東京信用保証協会というところで保証をつけますので、そのときには保証料がかかります。その保証料についても、区で一部を助成するという形をとっています。

**【委員】**

中小企業中心にいろんな分野に、ここの部分は主として利子補給という形で補助が行われている。これ逆にひっくり返して言うと、新宿区の企業で、利子補給という恩恵に浴さない業界ってあるのですか。もうすべて、これで網羅されているのですか。

**【説明者】**

はい、一定の要件に合致すれば受けることはできます。

ただ、信用保証協会の保証がつかない業種というのがあるようです。保証対象業種というのがありまして、対象になっていない業種についてはこの仕組みも使えないということになります。

62番から73番は利子の補助ですね。それで74番は、上すべての融資の貸し付けに際して保証料が発生した場合に対象とします。

**【委員】**

ほとんどの場合が、この信用協会の保証を経てきたときに、その信用の保証料そのものは、実態的に区の補助で企業主が負担しないで済むということだと理解しました。ちょっと懸念があるのは、保証料というのが高止まりすることです。区の補助が得られないで保証料を支払わなければならない人がどの程度いるのか。

**【説明者】**

通常は、融資のメニューによりますけれども、補助は支払った保証料の2分の1で、上限26万円です。

**【部会長】**

ただ、それが高止まりするので、市場を歪めるのじゃないかということです。

**【委員】**

その懸念はないですか。

**【産業振興課】**

保証料の設定は、私どものこの仕組みとは全然関係ないところで東京信用保証協会が決めていますので、高止まりというような悪影響は生じることはないということです。

**【部会長】**

東京信用保証協会というのは、新宿区以外もちゃんとしているわけですね。

**【説明者】**

全部やっています。各都道府県に大体ありますね。

**【部会長】**

他の自治体はどのようなのでしょうか。

**【説明者】**

大体あります。ただ、必ずしもこれは行政が利子補給をする融資制度だけの保証料を意味するのではなくて、例えば金融機関はプロパー融資というようなものですよね。金融機関が独自に、利率から何から設定して貸し付けする。そういうのも含めた形でのものですので、必ずしもこの行政がかかわる融資制度だけの保証料というような考え方ではありません。

さらに、保証料の補助も、新宿区の場合は2分の1で、上限26万を基本としておりますけれども、自治体によってはそこまでやっていないところもあれば、もっと手厚いところもあるかもしれない。自治体によってばらつきがあります。

**【委員】**

5、6年長期的に受けることができるとありますが、この事業評価シートの件数というのは、62番、63番あたりは少ないですね。これは別に年々継続している件も含めてプラスされているということではないのですか。

**【説明者】**

例えば62番「環境保全資金利子補給」の条件としましては、アスベスト等の公害対策、バリアフリー介護の改善、ISO14001の取得、東京都指定低公害車の購入、緑化の推進等、こういったものを目的とした資金の場合は貸し出しますということです。そういった資金需要が少なかったのかと1つ考えられます。

ただ、これは私どもで政策誘導したい、環境に配慮した取り組みをしてもらいたい。だから、こういう助成を設けているという仕組みではあるわけですが、件数が少ないということは、政策誘導がうまくいっていないのではないかととらえることができるかと思います。

一方では、企業の資金需要の話で見ますと、必ずしもこの資金を受けないと環境に配慮した取り組みができないかという、そういうものではありません。その企業の中にあるお金の使い方として、例えば、極論ですけれども、社員の人件費よりも環境に配慮したほうにお金を重

点的に配分する等、企業の考え方で配分の仕方も違うと思います。いろいろ考え方がある中で、自社内での資金で賄える面もあるでしょうし、全体的に賄うべきお金がなかったとしても、本来必要な運転資金について、別のメニューで、例えば運転資金にも使える商工業緊急資金融資というのがありますが、それでお金を借りる場合もあると思います。今までその部分で利用していたお金は、環境のほうに使おうとかということもあるでしょうから、一概にここの件数で判断してしまうというのがなかなか難しい面もあろうかと思っています。

**【委員】**

その判断というよりは、前年度に2件借りた方が、その次の年度もこういう融資、利子補給が必要であれば毎年増えていくのかなと思ったのですが、必ずしもそういう仕組みではないわけですね。

**【説明者】**

その年に新規発生した件数となっています。

**【委員】**

全体を足し算すると9.3億ぐらいになるのですよね。どういう基準で、補助金として税金を使って、区として続けなければいけないのか。

ある程度の期間で自立してもらおうとか、そういう格好になってもらわないと、その辺の判断基準とかいうのはどうなっているのですかね。

緊急事態のやつでぼんと増えるのは、いつ収束するのとか、どういう基準で収束させていくのか。結構、9億円といったら、ほかの全部の補助金から比べれば、ここが一番多いのですよね。

**【説明者】**

確かに、「商工業緊急資金利子補給」が非常に大きくなっています。21年度は、まだこの補助シート上はこの金額ですけれども、当然のことながら、これは5年返済ですから、ずっとその後も利子補給していくわけです。

**【委員】**

これから5年続くのですか。

**【説明者】**

はい。ただ、利息の額は減ってきますから、実際にはでこぼこはあると思いますけれども、5年返済を基本としています。

例えば「商工業緊急資金利子補給」をいつまでやるのかという部分になりますと、企業の景気の状況、時期を見る必要があると思います。

それと、最後に私ども参考にするのは、これとは別の話で、企業もお金を借りるのは区の融資あっせんだけじゃないですから、東京都、日本政策金融公庫、商工中金等いっぱいあって、必要があればそれぞれのところから同一事業者が借りています。そういった中で、国で1つ、中小企業信用保険法によるセーフティネット保証という仕組みがありまして、それが本来であればことしの3月で終わりになるはずでしたけれども、1年が延長しています。そういう状況等も見据えながら、この緊急資金についても、いつまでやるかというのは判断しているわけです。

これは必ずしも半永久的にやるということを想定しているわけではございません。

特に商工業緊急資金融資が延びたというのは、やはりこういう状況の中で、商工業緊急資金利子補給については特例として、利子補給も保証料も全額という形でやっています。ですから、中小零細企業にとっては有利な条件になるはずです。だからといってどういう時代でもずっとこれをやっていくかという、見ていただいてもおわかりのとおり、財政負担が結構なことになります。これは国の判断なんかも見ながら、区としていつかの時期には、こういうものは役割を終えたということで、判断していかないといけないと思っています。

**【部会長】**

補助金その他の事業で、永続的にやっていかなければならないものもあると理解し、ずっとやっていけばいいものではなくて、民間側のある種の自立を促していくということが必要な事業もあると理解しています。この62番から77番までで、時限的であるべき、目的が達成されれば当然やめていくべきものというのはどれなのでしょう。今の「商工業緊急資金利子補給」は当然そうだと思いますが。

**【説明者】**

この「商工業緊急資金利子補給」もちょっとわかりづらいのですが、もともとありました。例えば自然災害等、かなり激変なときに適用し、それに加えて特例として、先ほどの利子も、利子補給も全額やります、保証料も全額やるという特例を設けた。今はこれ1本になっています。

**【部会長】**

それは仕組みとして永続しているだけで、実際には実行はいつから。

**【説明者】**

特例の部分は、いずれかの時期には役割を終えるべきものであろうと認識しています。

それ以外では、例えば71番「区設小売市場使用者移転支援資金利子補給」は、区設の小売市場を例えば閉鎖した場合の事業展開に際して支援していくというメニューです。けれども、既に新宿区内に公設の小売市場はありませんので、今後、新規対象となる方はいらっしやらない見込みで、これは、現在借りている方の利子補給が終わった段階で、役割を終えていく内容と思っています。

それ以外の部分については、必要なものであろうと考えていますので、継続していくべきであると思います。例えば、政策誘導的に、その時々、時代の必要性、そういったものを踏まえて生み出されてきた仕組みは、何年先かわかりませんが、役割を終えるときがあるかもしれない。けれども、今の段階では何ともいえないということです。

特に62番「環境保全資金利子補給」は、いつの時代も必要なことであろうから、永続するとは思っています。

**【委員】**

75番、76番あたりは、商店街に関する利子補給ですが、執行率は非常に他のものに比べて低いと思われます。こういうものがある程度役割を終えている部分であるという判断ではないわ

けですか。

**【説明者】**

「商店会共同事業資金利子補給」は件数的には1桁。「魅力ある商店街づくり資金利子補給」についてはゼロという年もあります。しかし、結果論的なところではこういう結論ですが、いつの時代も商店街のこういう面からの取り組みというのは必要です。資金的に、自分たちの積立金等で賄えればいいですけれども、そうでないケースも出る場合もあると思います。やはりこれは継続していくべきものであらうと判断しています。

**【委員】**

持続的に商店会の活性化を図るような助成というのは、「商店会協働事業資金利子補給」、「魅力ある商店街作り資金利子補給」あたりになるということなのでしょうか。

**【説明者】**

75番、76番はいずれも融資ということですから、取り組みをするに当たって、自分たちが本来賄わなければいけない当座の資金を賄えなかったという際に融資を受けようという場合のための仕組みです。これはいつの時代も、必要にならうという判断です。

**【委員】**

例えば利子補給の場合は、単年度ごとに申請、審査を受けるのですか。

一度審査を通ると、利子の返済、利子が発生している間じゅうは補助の対象になるのかなと、思っていました。そうすると、大体上っていくのだからと思ったら、途中で減っているところもあったりして、それはどうしてなのですか。

**【説明者】**

例えば繰り上げ返済とか、そういう場合があれば当然減ってきます。そういうものがなければ、通常は5年で借れば、5年間はずっと積み上がってきます。翌年にまた新規のものが発生すれば、さらにプラスしますから、ずっと増えていく形にならうと思います。

ただ一方では、過去5年前に借りたものは減ってきます。

手続は1回です。

**【委員】**

75番は、商店会と商店街振興組合。特定の団体ですよ。

毎年2件で、対象は商店会と商店街振興組合。ほかに対象になる事業者がないのですか。この2つの団体だけ、こうやって対象にするのは、どういう意味でしょうか。

**【説明者】**

これは、融資のメニュー自体が商店会を対象としたメニューです。2つの団体商店会と商店街進行組合は、区内に現在約100を超える商店会があり、それらがすべて対象となっています。

**【部会長】**

公益事業ということですよ。商店会が行う事業だから公益事業で、営利事業ではない。そうではないのですか。

**【説明者】**

例えば、商店会が歳末大売り出し、中元売り出しをやるときのイベント経費等です。

**【部会長】**

公益事業というわけではない。商店会振興ということですね。それを政策目的として、適切であろうという判断をしている。

**【委員】**

この19年、20年、21年。2件ずつなのですからけれども、同じ団体でやっているという意味じゃなくて、別々の団体でやっているのですか。何々商店会というのが別々にやって、この対象はその都度違うのか、同じ団体にいつているのか、その辺はどうですか。

**【説明者】**

今日はデータを持ってきていませんもので、何とも言えません。

**【部会長】**

後で、過去二、三年で受けた商店会の名前でも情報提供いただけるとよろしいかと思います。

**【委員】**

「小規模企業資金利子補給」と「小規模企業特例資金利子補給」の違いは何ですか。

**【説明者】**

「小規模企業資金利子補給」は、融資の対象者が、一般的な中小企業としての要件を満たし、かつ常時使用する従業員が20人、商業、サービス業は5人以下であることという方が対象という形になっています。

「小規模企業特例資金利子補給」は、さらに、今回申請する資金額の保証を含め、全国の信用保証協会の保証合計残高が1,250万円以下であることということで、これは信用保証協会が全部保証する。100%保証の融資制度という仕組みになっています。

先ほど保証協会の保証と申しましたけれども、一般的な基本的な話としてお聞きいただければと思いますけれども、保証協会の保証がついているということは、焦げついたときに保証協会から保証されるわけです。金融機関が1,000万貸して焦げついたというのでも、保証協会の補てんがある。そういう中で、責任共有制度というのが何年か前に導入されました。これはどういうことかということ、保証協会の保証が100%じゃなくて、金融機関としても2割を負いなさいということで80%保証。趣旨は何かということ、いわゆる金融機関についての審査の厳格性というのでしょうか、そういうのを求めるということも1つあったと思うんですね。どうせ100%後で保証してくれるなんていうと、どうしても審査が、甘くなることはないと思いますけれども、そういう場合もないとは限らないという中で、責任共有制度というのが設けられました。それで、小規模企業資金のほうを含めて、区の制度融資については全体的には80%保証というのが基本です。

ただ、この特例の部分だけは信用保証協会のほうが100%保証すると。ですから、経営状態がより不安定、困っている企業に対して、ある意味手厚く融資する。そういうのが、この特例のほうということで、それが違いになります。

**【委員】**

こういう資金その枠自体の設定を新宿区が行って、こういう制度になっているのですか。それとも、金融機関の中にもこういう枠があって、それに対して新宿区がそれに沿って行動するのですか。

【説明者】

融資枠というので、例えば100億円とかそういう枠があって、その中でないと貸せませんというのが、通常だと思います。新宿区でも約11億円、これを預託金として、区内の金融機関に、それぞれ分散して預託金を渡しているという仕組みもあります。

それで融資枠というのは、80億、90億円という数字もあるのですが、実質的には、例えばその枠を超えたからもう融資できないということはありません。必要があれば必要なだけ貸してくれるというような形で行っています。

【委員】

何とか資金というネーミングでその資金自体の枠組みというものをだれがつくっているのか。新宿区が、それを必要だとして設定しているのですか。

【説明者】

区がつくってございます。

【委員】

では、他の区と同じですか。

【説明者】

他の区は他の区であります。

【部会長】

大変お手数ですけれども、こちらもまとめてするように努力いたしますので、追加的な細かい質問について、後でお答えいただくことはできますでしょうか。

あと2つありまして、「新宿区商店会連合会への事業助成」と「商店街空き店舗活用支援事業」、両方とも関心の高いテーマですので、1つずつやらせていただきたいと思います。

まずは「新宿区商店会連合会への事業助成」についてです。

連合会が各商店会とは別に、全体を束ねる役割を果たしていて、それが重要だから補助しようという、そういうご趣旨の補助事業かなと思います。

【委員】

金賞授与というのですか、21年度は22店が受賞して、72万3,000円。1件当たり3万3,000円の金賞というのが、どういう内容なのか、どうやったら取れるのか、金賞を取ったからといって活用が十分されているのかということについてはいかがでしょうか。

【説明者】

経費的なものは、金賞を受けたところに何かお金を渡すとか、そういうことではなくて、金賞を選定する際の事務経費で使われています。選定のときは、地区の商店会会長の推薦、最近ではお店にはがきを置いておいてこの店はいいよという投票、両方の方法を取りながら選定しています。

周知については、年4回出しているビズタウンニュースにて具体的な店舗をご紹介しているところですが、日常的に区民の方に使っていただきたいと思っていますので、周知はもっとしていきたいと思います。

**【委員】**

商店街の方々が元気になるための事業助成なのかなと思ってしまいますが、そういう効果というのは助成する側から見て、表れていると思いますか。

**【説明者】**

金賞を受けるというのは、一種の励みになります。

それが商店街の元気につながっていくというところですので、事業効果は十分あるという認識は持っています。

**【部会長】**

次の「商店街空き店舗活用支援事業」にいきますか。簡単にご説明をいただきたいと思います。

**【説明者】**

80番「商店街空き店舗活用支援事業」は平成20年から始まったまだ新しい事業です。

区内の場合ですと、地方都市でよく言われるように、通り一帯シャッターが全部閉まっているということはほとんどないと思います。けれども、一方ではぼつんぼつんとシャッターが閉まっているような商店街もあります。シャッターを開けていただくことがその商店街の活性化につながるだろうということで始めたのが、この事業ということでございます。

商店街というものも、電気、水道、ガス、道路などの区民の方の日常生活上のインフラの一つだという認識があります。

一方で、商店の方というのは、地域のコミュニティの関係でもいろいろな活動をされています。地域コミュニティの核という位置づけもあり、やはり商店街が元気であっていただきたい、元気でなければならないという趣旨から行っています。予算的には1件400万円で、最初の開店に係る経費について補助をさせていただくというものです。補助率3分の2というところで行っております。審査については外部の委員、特に商店の実際の事業計画なんかも申請書の中に出てきますので、中小企業診断士、こういった方々に入っていただき、そういう経理関係の書類等もチェックしながら審査を行っているというような状況です。

**【部会長】**

シャッター通りじゃなくても、かなり年月の経った大規模団地に時折見られるのですけれども、よく見ると業態がかなり変わって、商業的にはややポテンシャルが落ちている状況が見られる地域があります。新宿の場合は、商業的に概ね活力が保持されていると考えていいですか。

**【説明者】**

抜群の立地条件で魅力があるといえれば、当然、商売やられる方はここに入ってくるのだろうと考えられます。家賃が高いとか、いろんな要因があって空いているのかもしれないですが、恐らく空きっ放しというのは、何らかのそういう商業面で見ると、ポテンシャルが低いという場合もあると思います。

それで、今回のこの空き店舗活用で考えているのは、必ずしもそこで物を売る商売だけではなくて、例えばコミュニティカフェ、子育て中の親御さんが集う場、高齢者がちょっと寄るようなコミュニティカフェのような場です。まさに区民の日常生活というのは、単に物を売る、サービス買うだけのものではありませんので、いろんな意味で日常生活全体につながるものであれば結構ですというような要件でやっています。

一方で、例えば介護事業者が入ってもらおうということだって、十分な商店街の活性化につながることはと思いますし、そういった意味で考えています。

この事業を始める際に、実際に空き店舗ってそんなに区内にあるのか、現場を歩いて調査しております。そういった中で、やはり都市部ならではの長所、短所というのでしょうか、都市部はいかようにでも活用の仕方があると思いました。

よく私どもで聞いているのは、例えば区内で4階建ての鉄筋のビル、1階でご夫婦が商売やって、2階住んでいる。3階、4階はマンションとして貸している。歳を召されて1階での商売がなかなか難しくなったので、1階はシャッターを閉めたというのであっても、3階、4階の不動産収入があるわけですから、何とか老夫婦2人、食べていくことができる。そうすると、あえてシャッターを開ける必要もなく、不動産業者に賃貸として回していないわけで。シャッターがおりているから、イコール空き店舗というわけでもない。そういう実態もひとつの課題だと思います。

1階には当然のごとく商売に使っていた道具が入っていますので、人に貸すとなると、それをきれいにしなければいけない。お金も労力もかかるけれども、自分たちの力じゃなかなかその重たいものを動かさない。かといって、動かさないでも何とか別に不便はないというので、シャッターを閉めっ放しということもあります。

ただ、地域社会にとっては、シャッターが閉まったままの店、そういうのが一軒、二軒と増えていくことは、必ずしもいいことではない。それをどう解決していったらいいだろうというのを、1つ課題としては抱えております。けれども、そういう現状も1つの例としてあるということでご紹介させていただきました。

#### 【委員】

シャッターがどのくらい閉まっているものに対して、店舗活用というふうに考えるべきかというのは、議論があると思います。

お店というのは、住んでいる人たちにとって願わしいお店と、そこでビジネスをやろうとしているのがマッチングが必ずしもとれないというのは、世の中いっぱいある話で、その辺に行政が仲介役ということは何か意味がありそうだなという感じはします。今度の場合は、商店街もどういうお店が入るのがいいかということには、かなり関与するのですよね。行政が決めるわけじゃないわけですよね。

この商店街にとって、いわば優良店舗を選ぶのに、本来どこまで行政がかかわるべきなのかということについては、多少疑問を感じます。

地方都市でまさにシャッター街になっているところを、行政が支援をして、店を開けて、ま

たそこが拠点になって云々という事例もありましたけれども、新宿区の場合に、そういう支援とは違うという感じを、僕は問題提起したのですね。

**【委員】**

アンテナショップというのは、地域の人に喜ばれるかもしれないから、それはそれで入ったらいいのだけれども、行政が仲立ちしたような形で助成をしないと進出できないものなのか。

**【説明者】**

このあたりはできないかと言われるすと、できるかもしれませんが、できないかもしれない。商売のやり方ですので、いろんな理由があろうかと思います。この事業自体は、地方都市みたいに、あそこまで疲弊してしまって体力がなくなってしまうと、かなりなカンフル剤を打たないと再生はしないと思います。

区内は少なくとも人が歩いています。人が歩いているところで、3カ月が短い、長いというのがあろうかと思いますが、やはり早いうちに手を打って、シャッターを開けていただきたい。そういうことを考えて、こういう仕組みをやっているというところですよ。

ただ、これを税金から支出しなきゃいけないのかということは、いろいろな議論があろうかと思いますが、その効果もよりきちんと把握する必要もあろうかと思うので、今後もしっかり見ていきたいとは思っています。

**【委員】**

自由が丘の商店会の方のお話を伺ったのですが、1年間で1割ぐらいは入れかわっていると。ただシャッターが閉まる間もなく、次のお店がそこに入ってくるという状態なのだそうです。区が何の助成をしているわけでもなく。

私の地域は医療機関が非常に多いのですね。そうしますと、ちょっと空くと、すぐに薬局ができちゃうのです。薬局がいくつも並んで、3つも4つも並んでいるのですが、空き店舗を活用するときに、商店会の人たちの了解というか、それが指定ということだったら、そんなにたくさんできないと思うのですけれども、あれはどうなのでしょう。薬局とそれから量販店、それに押されてしまって、地域の商店街というのは、随分元気がなくなっている。

**【部会長】**

それは誘導するような行政施策というのはあるのでしょうか。業態を適正に守るとか。

**【説明者】**

難しいでしょうね。要するに、需要があるところに、そういう需要のある店舗ができるというのは自然なことだと。薬局が多いということは、いくらあそこいろんな病院が多くたって、薬局1軒、2軒で済むのであれば、それ以上は入ってこないでしょうけれども、やっぱり需要があるのでしょうね。

ただ、それが地域の人にとっては、薬局ばかりじゃ日常の買い物もできないという部分は当然あろうかと思います。難しいですよ。かといって、空いているから、そこにこういう業種でなきゃ入っちゃいけないというような、そういうことというのはどうなのでしょうかね。な

かなか難しい。

**【部会長】**

営業の自由があるからね。基本的には難しいですね。

我々委員としても勉強しながら議論をして、どういう補助事業が適切なのだということの視点を定めていかなければならないことかなと思います。

**【委員】**

これは、商店会からの申請に基づいた審査になるのですか。それとも、新宿区があそこのお店随分開いていないけれどもという部分があるのですか。

**【説明者】**

この申請は各事業者がご自分で空き店舗を見つけて、それで申し込むという形になっています。

**【部会長】**

商店会の了解はいるのですか。

**【説明者】**

商店会に加入するというのが条件ですので、当然その事業計画を立てる一定の過程の中で、地元の商店のほうにもコミュニケーションはとっているということです。

**【委員】**

そうすると、シャッターがもう何年も閉まっても、そこを使いたいという空き店舗の申し込みとか申請がない限りは、この話にはつながっていかないということですか。

**【説明者】**

はい。そのシャッターが閉まっているのも、必ずしも貸し店舗としているか、そうではなくて、ただ自分のところで所有していてシャッターを閉めているだけかというのは、なかなか一軒一軒見てご意向を聞かないとわからないですから、必ずしも見た目だけの話だけではない。

**【部会長】**

これはやりたいという人が申請して初めて動くという仕組みですよ。

**【委員】**

商店街が、あそこの店を何とかというふうにするのかと思ったのですが。

**【部会長】**

それもありません。それは商店会がそういうことは取り組んでいる事例もありますよ。

どうもありがとうございました。

ではこれで終了といたします。どうもお疲れさまでした。

<閉会>